

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」分野において、第2回点検（平成26年）で指摘した「今後の課題」に対応した進捗状況

- ① 環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組を推進するに当たり、情報の受け手である消費者や事業者の行動の変化につながる情報の発信や取組の普及の方法について検討するべきである。

【関係施策等（関係府省）】

1 環境配慮型製品の的確な情報提供の促進（環境省）

事業者等での環境表示の取組み状況については、平成26年度及び平成27年度を通じて事業者へのアンケート調査等を実施しているところである。消費者や事業者の行動の変化につながる情報発信を行うためには、製品・サービスを提供する各事業者等による、環境負荷情報の適切な表示が必要であるという観点から、「環境表示ガイドライン」、「環境ラベル等データベース」において、ISOに基づくタイプⅠ～Ⅲの環境ラベル*を奨励し、それらの普及啓発を継続的に行っている。

※ タイプⅠ：第三者認証による環境ラベル、タイプⅡ：事業者の自己宣言による環境主張、タイプⅢ：製品の環境負荷の定量的データの表示

2 経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討（環境省）

「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及のほか、ウェブサイトやシンポジウムを通じて、生物多様性に配慮した商品・サービスを取り扱う事業者や、先進的な取組事例の情報発信を行っている。

3 「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」制度の推進（経済産業省）

本制度への賛同企業が、地域の自治体等と共に地域に根ざした環境保全などの取組を行う「どんぐりんの地域プロジェクト（消費者がどんぐりポイント商品を購入すると、ポイント分が地域の環境保護活動等に寄付される仕組み）」として、平成26年度は北海道、愛媛、横浜の3地域で実施した。中でも、平成27年1月～2月に愛媛県内のスーパーマーケット28店舗で、7社・19製品のどんぐりポイント商品を販売した結果、前年同月比で対象商品の売り上げが3割以上増加した。平成27年度は愛媛での取組を、岡山、香川に拡大し、平成27年10月～11月にスーパーマーケット196店舗で、16社・44製品のどんぐりポイント商品を販売した結果、前年同時期比で対象商品の売り上げが2割以上増加した。

- ② 経済・社会のグリーン化に向けて、「カーボン・オフセットの推進」や「CO₂の見える化」等の取組が見られるが、多くの企業がこうした取組を行うよう、官民一体となって制度づくり・必要な支援を進めるべきである。

【関係施策等（関係府省）】

2 経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討（環境省）

中小企業を含めた業界全体での取組の底上げを図るため、事業者団体向けのシンポジウムを開催したほか、事業者団体の生物多様性に関する行動指針策定等の取組を促進するための支援を行っている。

3 「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」制度の推進（経済産業省）

平成 24 年度の試行を経て、平成 25 年度より国による認証制度を開始した。また、平成 25 年度は、消費者への訴求を図るべくどんぐりポイント制度（補助事業）を開始した。「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」制度に、これまでに 80 事業者・287 商品・サービス（平成 27 年度末時点）の参加を得ている。

また、本制度の参加商品はグリーン購入法プレミアム基準の対象となっており（平成 28 年 3 月に改定されたプレミアム基準策定ガイドラインに明記）、今後、多くの企業の参加が期待できる。

③ 我が国全体の自動車や住宅等への税制優遇措置や補助制度等の実施状況や効果を俯瞰した上で、関係者が連携しつつ、これらの充実を図ることにより、各経済主体が環境に配慮して商品の製造及び選択等を行うための経済的インセンティブの付与を含む環境配慮行動促進のための取組を効果的かつ効率的に推進すべきである。

【関係施策等（関係府省）】

4 税制全体のグリーン化（環境省）

地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）には、税制のグリーン化に向けた対応について、「環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行う」と規定されており、引き続き、税制全体のグリーン化について対応していく。

5 環境性能に優れた自動車の普及促進（経済産業省、国土交通省、環境省）

5-1 次世代自動車の性能向上に関する技術開発・実証事業（環境省）

車体課税については、平成 28 年度与党税制改正大綱の趣旨に沿って、エコカー減税の基準の見直し、自動車税の環境性能割の導入、軽自動車税の負担軽減等が実施される。

5-2 環境性能に応じた税制優遇措置・補助制度①（国土交通省）

税制については、平成 27 年度税制改正において、エコカー減税について要件の見直しを行った上で、2 年間の延長をするとともに、軽自動車税のグリーン化特例の創設等が行われた。平成 28 年度税制改正においては、消費税 10% 引き上げ時における自動車取得税の廃止を決定するとともに、環境性能課税（環境性能割）の具体的な制度設計及び自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の 1 年間の延長を行った。

導入補助については、引き続き事業者等に対する電気自動車等の導入支援を行い、普及を促進している。

5-3 環境性能に応じた税制優遇措置・補助制度②（経済産業省）

税制については、平成 27 年度税制改正において、エコカー減税について要件の見直しを行った上で、2年間の延長をするとともに、軽自動車税のグリーン化特例の創設等が行われた。平成 28 年度税制改正においては、自動車取得税を消費税 10%引き上げ時である平成 29 年 4 月 1 日に廃止し、自動車税及び軽自動車税において、環境性能環境性能割を導入することが決定された。また、自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の1年間の延長を行った。

導入補助については、引き続き電気自動車等の購入者に対する導入支援を行い、普及を促進している。

6 環境性能に優れた住宅の普及促進（経済産業省、国土交通省、環境省）

6-1 認定低炭素住宅に関する特例（経済産業省、国土交通省、環境省）

認定低炭素住宅の制度及び当該優遇についての周知活動により、認定実績が増加した。今後も周知活動等を引き続き実施する。

6-2 環境性能に応じた税制優遇措置・補助制度①（国土交通省）

平成 27 年度は、「住宅・建築物省 CO2 先導事業」を見直し、市場を牽引するモデル的取組への支援として、木材利用による低炭素化や、健康・防災等の新たな視点を加えた「サステナブル建築物等先導事業」の新設や「住宅・建築物省エネ改修等推進事業」を廃止し、建築物のみを対象とするとともに、省エネ性能の表示を要件として省エネ化を図る「既存建築物省エネ化推進事業」の新設等を行った。

また、平成 28 年度は、「既存建築物省エネ改修推進事業」において、住宅・建築物の省エネ性能の診断・表示に要する費用を支援するなど、住宅・建築物の省エネ化のため、より総合的、効果的な事業の実施を図る。

7 【再掲】経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討（環境省）

（P 1 の再掲のため、内容は省略）

④ 環境ラベルの相互認証等の基準・制度等の国際調和を進めるに当たっては、国内での認識を深めつつ、これが途上国等の環境保全に資するほかに、我が国企業の環境技術等の国際展開が促進されるよう関係府省が連携・情報共有を図りつつ取組を進めるべきである。

【関係施策等（関係府省）】

8 環境ラベルの相互認証の拡大・基準の調和等（環境省）

平成 26 年度に官民連携プラットフォームの立ち上げを行い、これを通じて海外のグリーン購入や環境ラベルの基準や制度に関する情報の国内での共有を進めるとともに、ニーズ調査等の現状把握を進めている。また、経済産業省と連携・情報共有を行い、業界団体との連携を円滑に進めるような体制を構築している。

9 「水資源の見える化」調査・検討事業（農林水産省）

環境ラベルの一つの要素となるウォーターフットプリントについては、現在、国際標準化機構において、算定方法の事例の検討が行われている。本事業により開発したわが国の農林業の実態を適切に反映する算定方法が、同機構のウォーターフットプリント事例集に掲載されるよう取り組む。